

4 今後の主なスケジュール等（予定）

2019（平成31）年度

		4～9月	10～3月
説明会等	【制度全般】	<ul style="list-style-type: none"> ■新規管理者等制度講習会（5月24日、28日） ■基準排出量変更申請書の作成に関する説明会（7月9日、10日） ■第3計画期間の改正事項等説明会（5月8日、10日、14日） ■地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会（5月31日、6月11日、18日、19日、26日、27日） 	<ul style="list-style-type: none"> ■新規管理者等制度講習会（10月～11月頃開催予定） ■地球温暖化対策計画書の作成に関する説明会（11月～12月頃開催予定）
	【排出量取引関係】	<ul style="list-style-type: none"> ■排出量取引説明会（新規担当者向け）（5月28日） 	<ul style="list-style-type: none"> ■テナント省エネセミナー（夏～秋頃開催予定） ■排出量取引セミナー&マッチングフェア2019（10月～11月頃開催予定）
届出・申請	【トップレベル事業所関係】	<ul style="list-style-type: none"> ■第3計画期間向け東京都トップレベル事業所認定ガイドライン改正説明会（4月16日、17日、18日） ■トップレベル事業所等認定に関する説明会（5月29日、30日） ■トップレベル事業所フォーラム（夏頃開催予定） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ■基準排出量決定の申請（9月末まで） ※検証機関の検証を経て提出 ■基準排出量変更の申請（9月末まで） ※検証機関の検証は不要 ■その他ガス削減量算定報告書の申請（9月末まで） ※検証機関の検証を経て提出 ■トップレベル事業所認定の申請（9月末まで）（希望者のみ） ※検証機関の検証を経て提出 ■都外クレジット算定方法等申請書 都外クレジット削減量認定申請書（9月末まで）（該当者のみ） ※検証機関の検証を経て提出 	<ul style="list-style-type: none"> ■計画書の提出（11月末まで） ※検証機関による検証を経て提出 ■特定テナント等計画書の提出（11月末まで）（該当者のみ） ■その他ガスモニタリング計画書の提出（12月末まで）（該当者のみ） ※検証機関の検証を経て提出 ■指定に係る確認書の届出（10月末まで） （2018年度実績が初めて1,500kLを超えた事業所のみ対象） ※検証機関の検証を経て提出 ■指定相当該当の届出（10月末まで） （2018年度実績が初めて1,500kLを超えた中小企業等が1/2以上所有する事業所のみ対象） ※中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認